

平成22年度 決算の状況 (概要)

歳入の推移

(単位：百万円 %)

【歳入】	19年度		20年度		21年度		22年度		備考
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	18,095	56.0	17,794	53.4	16,955	51.7	15,879	45.5	市が自主的に収入することができる財源
市税	13,056	40.4	13,305	39.9	12,415	37.8	12,113	34.7	市民税、固定資産税、軽自動車税 など
分担金及び負担金	405	1.3	493	1.5	516	1.6	518	1.5	施設の使用料や福祉に関する受益者の負担金、住民票等の発行手数料 など
使用料及び手数料	1,017	3.1	911	2.7	900	2.7	882	2.5	
財産収入	104	0.3	115	0.3	127	0.4	60	0.2	預金利子、市有地の賃付・売却 など
寄附金	5	0.0	19	0.1	108	0.3	42	0.1	一般寄付、福祉や教育などの指定寄付、ふるさと納税寄付 など
繰入金	1,517	4.7	415	1.2	483	1.5	158	0.5	基金や特別会計からの繰り入れ金
繰越金	744	2.3	1,035	3.1	858	2.6	850	2.4	前年度の繰越金
諸収入	1,247	3.9	1,501	4.6	1,548	4.7	1,256	3.6	賃付金の返済収入や学校給食費 など
依存財源	14,210	44.0	15,522	46.6	15,850	48.3	18,987	54.5	市の裁量が増えられており、国庫の意思決定に基づき収入される財源
地方譲与税等	1,640	5.1	1,489	4.5	1,413	4.3	1,405	4.0	国が徴収した税金の一部を一定の基準で市に交付されるもので、特に使途は限定されない
地方特例交付金	85	0.3	180	0.5	179	0.5	169	0.5	(国が徴収する税金の財源によって、市へ交付される種目が異なる)
地方交付税	6,258	19.4	6,334	19.0	6,750	20.6	7,713	22.1	
国庫支出金等	3,963	12.3	5,358	16.1	5,180	15.8	6,229	17.9	特定の目的を持った事業に国庫より市に収入されるもので、補助金や委託金 など
市債	2,264	6.9	2,161	6.5	2,328	7.1	3,471	10.0	特定の目的を持った事業や交付税の不足分に充てる市の借金
歳入合計	32,305	100.0	33,316	100.0	32,805	100.0	34,866	100.0	

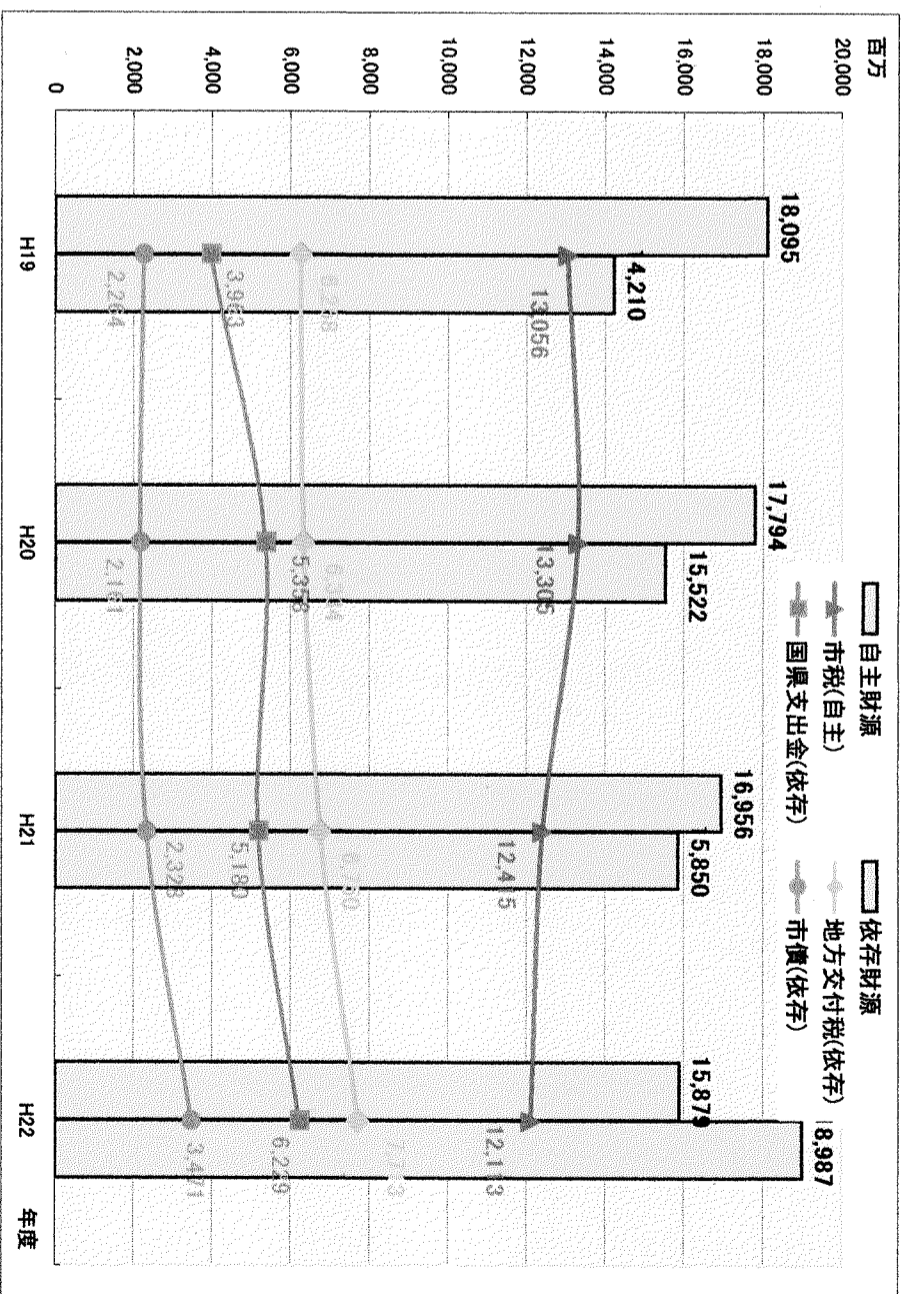
地方譲与税等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金
 国庫支出金等：国庫支出金、県支出金、交通安全対策特別交付金

歳出の推移

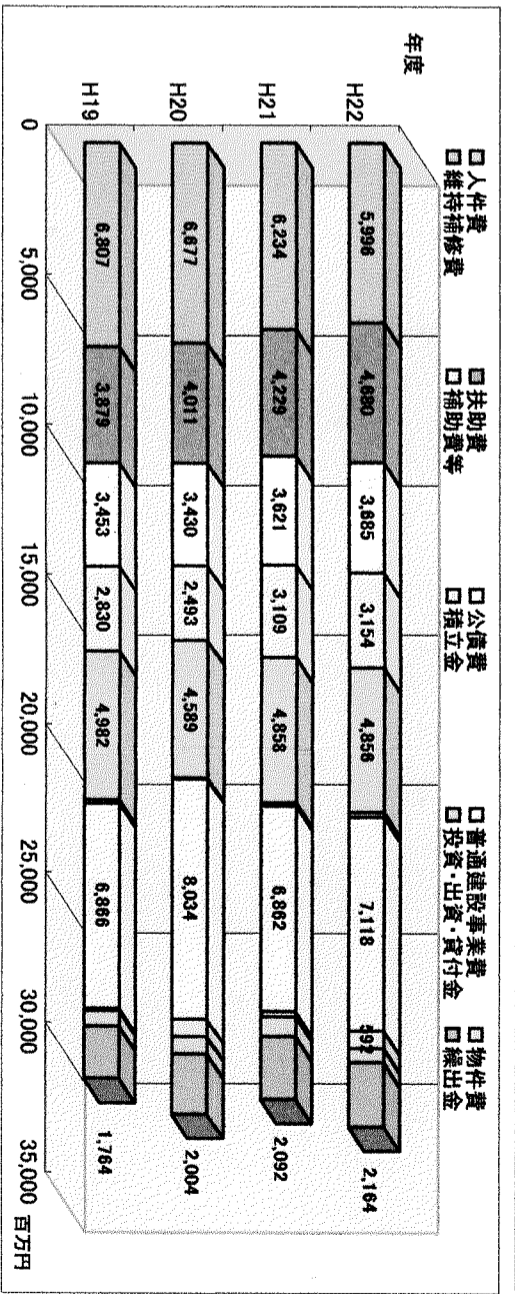
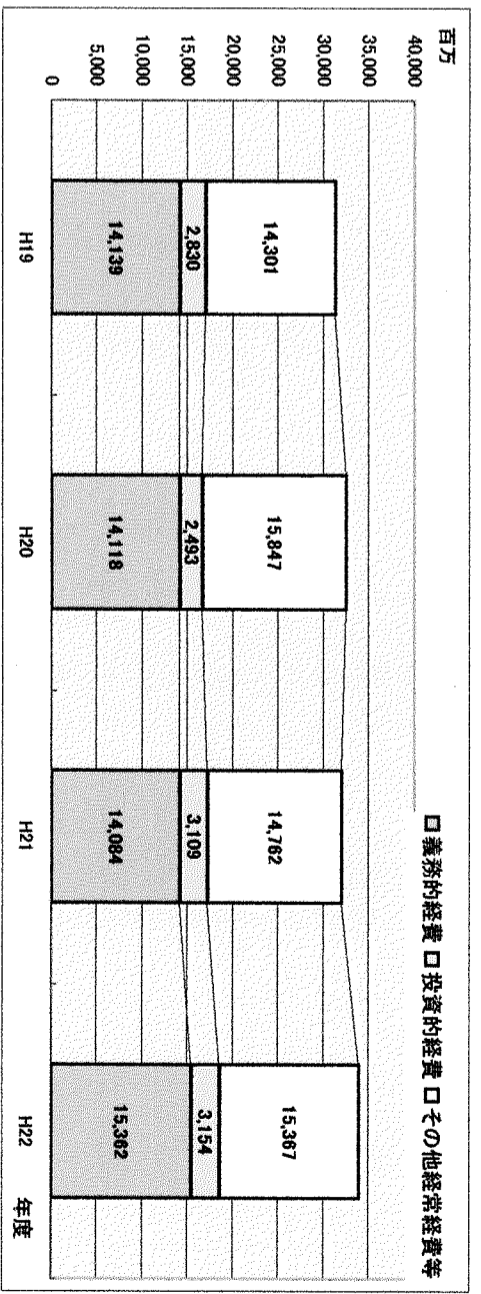
(単位：百万円 %)

【歳出】 (性質別)	19年度		20年度		21年度		22年度		備考
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	14,139	45.2	14,118	43.5	14,084	44.1	15,361	45.3	支出が制度的に義務づけられており、市の思いのままだけに削減できない費用
人件費	6,807	21.8	6,677	20.6	6,234	19.5	5,996	17.7	職員給料、議員や特別職の報酬 など
扶助費	3,879	12.4	4,011	12.4	4,229	13.3	5,680	16.8	生活保護法や児童福祉法などに基づき公的扶助制度の一環として支給する費用
公債費	3,453	11.0	3,430	10.5	3,621	11.3	3,685	10.8	市の借入金(借金)を返済するための費用
投資的経費	2,830	9.1	2,493	7.7	3,109	9.7	3,154	9.3	支出効果が長期に及ぶもので、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業がある
普通建設事業費	2,830	9.1	2,493	7.7	3,109	9.7	3,154	9.3	道路や学校整備など、建設事業に必要とされる投資的な費用
その他経常経費等	14,301	45.7	15,847	48.8	14,762	46.2	15,367	45.4	
物件費	4,982	15.9	4,589	14.1	4,858	15.2	4,856	14.3	消費的な性質をもつ費用で、賃金、旅費、交際費、需用費 など
維持補修費	120	0.4	52	0.2	121	0.4	173	0.5	道路や公共施設などを管理するために必要な費用
補助費等	6,866	22.0	8,034	24.8	6,862	21.5	7,118	21.0	団体や民間に対し、行政目的を達成するため交付する経費補助金、報償費など
積立金	60	0.2	576	1.8	158	0.5	592	1.8	特定の目的を達成するため、また年度間の財源変動に備え、積立(貯金)する費用
投資・出資・貸付金	509	1.6	592	1.8	671	2.1	464	1.4	市民の福祉増進や地域振興のため、市が現金を貸付するための費用
繰出金	1,764	5.6	2,004	6.1	2,092	6.5	2,164	6.4	一般会計、特別会計、基金の間で、相互に資金運用する費用
歳出合計	31,270	100.0	32,458	100.0	31,955	100.0	33,882	100.0	

自主・依存財源の推移



性質別歳出の推移



坂井市の借金と貯金

借金(市債)は、道路や学校の整備などに必要な経費の財源を確保するために借り入れる資金で、返済期間は5年から長いものでは30年かけて償還します。返済に必要な資金は、将来その施設を利用する市民の皆さんからの税金などで賄われ、世代間の負担の公平を図ることができます。しかし、借金(市債)残高が増え続けると、返済に要する経費が財政を圧迫し、様々な行政サービスの提供に支障が生じてきます。

坂井市では、合併直後まで借金(市債)も毎年増加していましたが、平成19年度からは借金(市債)の返済以上の借り入れを行わないよう取り組んでいます。

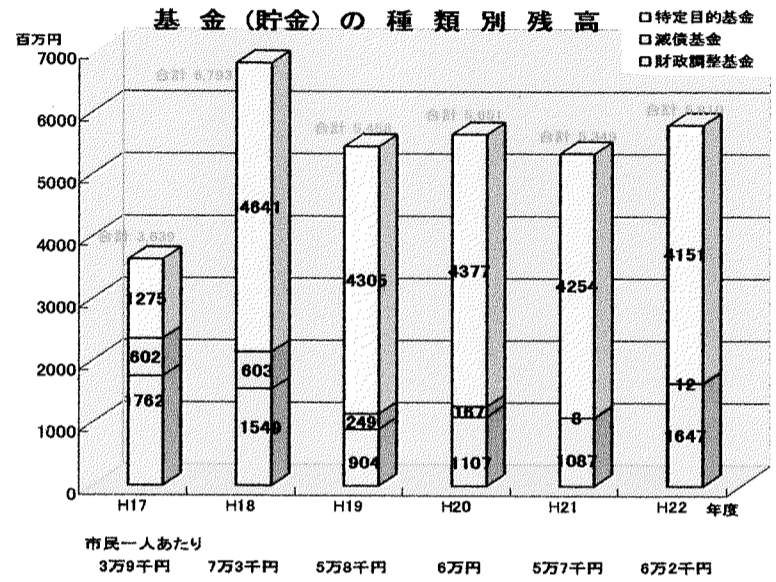
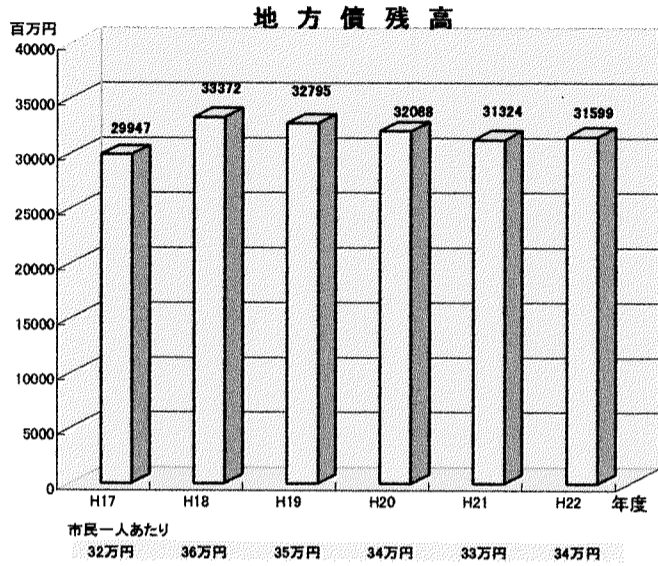
貯金(基金)は、必要なときに取崩して財源等に充てるために設置される積立金です。

【財政調整基金】
財源不足や突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される貯金で、決算剰余金が多い時は積立し、財源不足時に取り崩すという、年度間調整的な役割を果たします。

【減債基金】
借金(市債)の返済の増加に備えるために設置される貯金で、公債費(借金返済)が他の経費を圧迫するような場合に充てます。

【特定目的基金】
福祉や文化など特定の事業を実施(展開)するための貯金で、目的に応じた7種類の基金があります。

平成18年度に合併特例である地域振興基金を38億8千万積み立てていることから著しく増加しています。



【行政改革大綱に定めた目標数値】

行政改革の目標値と現状値

	17年度決算の数値 (行政改革大綱策定時点)	22年度決算の数値 (行政改革開始4年後)	23年度末目標値 (行政改革実施期間終了時点)
財政調整基金 残高	17億6千万円	16億5千万円	10億円以上 (標準財政規模の5%)
起債残高 (一般会計)	295億円	316億円	295億円以下
経常収支比率	90.9%	86.4%	85~90%
起債制限比率 (実質公債費比率)	8.9% (設定なし)	— (14.4%)	10%以下 (18%以下)

※ 財政調整基金＝年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的な視野に立って財政運営を行うための基金です。

※ 経常収支比率＝経常的な一般財源（市税、交付税など）が経常経費（人件費、公債費、扶助費など）にどの程度費やされているかを示す割合です。低いほど弾力性が大きいことを示します。

※ 実質公債費比率＝借入金の返済額の大きさを、その財政規模に対する割合で表したもので、公営企業や特別会計に対する繰出金のうち公債費に充当されたものも含めた「実質的な公債費」をベースとするもので3年間の平均です。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標として用いられます。

18%以上の団体＝引き続き地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体＝一般事業等の起債が制限

(地方債許可制度が協議制度に移行したのに伴い、公営企業などを含めた実質公債比率で判断するようになりました。)